

原子力機構の再就職者及び随意契約の妥当性
に係る調査結果について

平成 22 年 1 月 20 日

独立行政法人日本原子力研究開発機構

目 次

I. 背景	1
II. 調査方法	1
III. 調査結果及び今後の対応	3
IV. 原子力機構の対応	10

I. 背景

昨年12月に、日本原子力研究開発機構(以下、「原子力機構」という。)と取引関係にある常陽産業(株)等に対する国税当局による税務調査の結果、当該法人において勤務する原子力機構退職者に対して支払われた給与等について、修正申告が行われた旨、報道があった。

原子力機構は、本報道を踏まえ、自ら原子力機構の再就職者の勤務実態及び随意契約の妥当性について調査を行った。更に文部科学省の指導を受け、詳細な調査を行い、今後の対応を取り纏めた。

II. 調査方法

1. 調査対象法人

調査対象法人は、以下の36法人。

- ①常陽産業(株)等
- ②原子力機構が総務省の退職公務員等の状況調査で、公表している法人
- ③「独立行政法人会計基準」に基づく「関連公益法人等」
- ④会計検査院が公表している再就職状況等調査で、原子力機構退職者が在籍している法人

	法人名	①	②	③	④
1	株式会社 相澤産業	○			
2	常陽産業 株式会社	○	○		○
3	原子力技術 株式会社	○	○		○
4	株式会社 ナスカ	○	○		○
5	株式会社 TAS	○			○
6	株式会社 ニューテックサービス	○			
7	ラド・システムズ 株式会社 (H21.10.1 原子力技術(株)に統合)	○			
8	検査開発 株式会社		○		○
9	株式会社 NESI		○		○
10	エイ・ティ・エス 株式会社		○		○
11	株式会社 ベスコ		○		○
12	高速炉技術サービス 株式会社		○		○
13	財団法人 高度情報科学技術研究機構		○	○	○
14	株式会社 トータル・サポート・システム		○		○
15	原子力エンジニアリング 株式会社		○		
16	日本アドバンステクノロジー 株式会社		○		○
17	ビームオペレーション 株式会社		○		
18	株式会社 原子力セキュリティサービス		○		○
19	財団法人 放射線計測協会			○	○
20	財団法人 放射線利用振興協会			○	○
21	財団法人 原子力研究バックエンド推進センター			○	○
22	財団法人 日本海洋科学振興財団			○	○
23	社団法人 茨城原子力協議会			○	
24	財団法人 原子力弘済会			○	○
25	財団法人 放射線影響協会				○
26	財団法人 日本分析センター				○
27	財団法人 日本原子力文化振興財団				○
28	財団法人 日本システム開発研究所				○
29	財団法人 高輝度光科学研究センター				○
30	財団法人 原子力安全研究協会				○
31	財団法人 原子力安全技術センター				○
32	財団法人 核物質管理センター				○
33	財団法人 つくば科学万博記念財団				○
34	東興機械工業 株式会社				○
35	株式会社 アトックス				○
36	三菱マテリアル 株式会社				○
	合計	7	14	7	30

2. 調査項目

- (1)①常陽産業(株)等における原子力機構退職者に係る修正申告の事実関係調査。
 - ②調査対象法人への原子力機構退職者の再就職者数(顧問、嘱託等を含む。)、身分、勤務条件、業務内容等の勤務実態調査。(平成21年4月1日現在)
- (2)調査対象法人との各随意契約の妥当性の調査。(平成20年度契約)

Ⅲ. 調査結果及び今後の対応

1. 原子力機構退職者の再就職先における勤務実態

(1)まとめ

- 常陽産業(株)等の修正申告について調査を行った結果、修正申告の対象となった機構再就職者は顧問2名であり、各々、週1日及び月4～5日の頻度で勤務し、原子力技術に関する助言・指導等の業務を行っていた、との回答を受けた。
- 調査対象法人(36法人)に対して調査を行った結果、役員及び従業員以外の嘱託や顧問等の再就職者は、計26名であった。
- 再就職者に勤務条件と勤務実績が異なる者はいない旨、各法人から回答を受けた。
- 役員及び従業員以外の再就職者26名の勤務条件と勤務実績について詳細に調査を行った結果、勤務条件に沿った勤務実績であることを確認した。

(2)調査結果

- 常陽産業(株)・原子力技術(株)・(株)ナスカ・(株)TASに対して、原子力機構退職者の修正申告について調査を行った結果、以下の事実関係を把握した。
 - ①原子力技術(株)の顧問について
 - a.原子力技術(株)は、顧問であった原子力機構退職者1名の平成13年度から平成16年度までの給与合計960万円(240万円×4年間)について、国税当局に対して修正申告を行った。
 - b.当該顧問は、週1日の頻度で勤務し、再処理技術を中心とする原子力技術に関して助言・指導及び情報の整理等を行っていた。
 - c.当該顧問の勤務実績については、当該法人の役職員の記憶により把握していたことを確認したが、勤務条件を明示する書面は作成しておらず、また出勤簿等の雇用管理に関する諸手続きに不備があった。
 - d.当該顧問は、平成17年度に退職しており、同様の再就職者はいない。
 - ②常陽産業(株)・原子力技術(株)・(株)ナスカ・(株)TASの顧問について
 - a.常陽産業(株)・原子力技術(株)・(株)ナスカ・(株)TASは、顧問であった原子力機構退職者1名の平成17年度から平成19年度までの給与合計720万円(240万円×3年間)について、国税当局に対して修正申告を行った。
 - b.当該顧問は、月4～5日の頻度で勤務し、核燃料サイクル全般に係る原子力技術等に関して助言・指導を行っていた。
 - c.当該顧問の勤務実績については、各法人の役職員の記憶により把握していたことを確認したが、勤務条件を明示する書面は作成しておらず、また出勤簿等の雇用管理に関する諸手続きに不備があった。
 - d.当該顧問は、平成20年度に退職しており、同様の再就職者はいない。

●原子力機構退職者の顧問や嘱託等を含む再就職の状況

調査対象法人(36 法人)について、原子力機構退職者(顧問や嘱託等を含む。)の再就職状況について調査を行った結果、34 法人に計 267 名が勤務していた。

このうち、役員及び従業員以外の顧問や嘱託等の再就職者(無給である者及び評議員は除く。)は、以下のとおり 7 法人、計 26 名であった。

(別紙1参照。)

(株)ペスコ	1 名
(株)トータル・サポート・システム	1 名
原子力エンジニアリング(株)	2 名
日本アドバンステクノロジー(株)	1 名
(株)原子力セキュリティサービス	2 名
(社)茨城原子力協議会	7 名
(財)原子力安全技術センター	12 名

●再就職者の勤務実績

原子力機構から調査対象法人(36 法人)への調査において、今般の常陽産業(株)等に係る一連の報道を受け、再就職状況について適切な把握を行うための調査である旨、詳細に説明した上で、再就職者の勤務日数や勤務時間等の勤務条件や、勤務条件と異なる勤務実績があるか、報告を求めた結果、各法人からは勤務実績が異なる者はいない旨、回答を受けた。

また、役員及び従業員以外の再就職者 26 名について、勤務条件及び勤務実績に関して更なる詳細な調査を行った結果、全て文書により委嘱手続きが行われていたものの、勤務条件について委嘱状に明記されていない事例が全 26 件中 4 件あり、また、出勤簿等による明確な勤務状況の管理が行われていない事例が 3 件あることが判明した。

(3)今後の対応

●公共的見地から業務を行う原子力機構の役職員は、その職務遂行の公正性・中立性が強く求められるが、役職員の再就職についての対応ルールが明確に定められていなかった。

このため、役職員が他の役職員又は役職員であった者の再就職あっせんを行うことを禁止する規定を平成 22 年 1 月 20 日付で制定した。

但し、人的協力を含む技術協力協定を締結する法人等(日本原燃(株)、原子力発電環境整備機構等)への再就職については、各法人に係る基準を定め、当該基準に基づいて理事長が承認し、公表することとする。

また、役職員の地位を利用した不当な求職活動を行うことを禁止する規定を平成 22 年 1 月 20 日付で制定した。

●再就職者から原子力機構の役職員に対して、不公正な働きかけがあった場合は、原子力機構の公共性や役職員の公正性・中立性が損なわれるおそ

れがあり、国民の疑義が生ずることになるが、働きかけを受けた役職員からの報告制度や、これを知った役職員及び第三者からの通報制度が設けられていなかった。

このため、再就職者から原子力機構が締結する契約等について不公正な働きかけを役職員が受けた場合には法務室に報告させ、問題の有無について調査を行い、問題事案が認められた場合には、現行規定に照らし指名停止を含めて必要な措置を講じる制度を平成22年1月20日付で制定した。

また、万一、再就職者から役職員に対して不公正な働きかけがあった場合には、これを知った役職員及び第三者からの通報を受け、問題の有無について調査を行い、問題事案が認められた場合には、現行規定に照らし指名停止を含めて必要な措置を講じる制度を平成22年1月20日付で制定し、原子力機構のホームページに掲載することとした。

- 原子力機構の役職員は、再就職者と接する機会があるが、再就職者と接する際には、国民からその職務遂行の公正性・中立性について疑義を持たれることのないよう、職員の更なる意識の徹底が必要である。

このため、再就職者から上記の不公正な働きかけを受けた場合の報告や、役職員の地位を利用した不当な求職活動を行うことを禁止する規定の理解を深めるため、職員に対する各種研修等により、教育の徹底を図ることとする。

- 原子力機構と取引関係にある法人において、原子力機構退職者との雇用関係に関する諸手続きが不十分であることは問題であり、国民から疑義を持たれることのないよう、的確な対応を講じる必要がある。

このため、改善を要する一部法人に対して、社会から疑念を持たれることのないよう、勤務条件及び勤務実績等の雇用管理に関する諸手続きについて、適正に実施するように文書をもって要請することとする。

2. 競争性のない随意契約の妥当性

(1)まとめ

●原子力機構は、常陽産業(株)等と平成 20 年度に契約した全 174 件の調査を行い、契約審査、契約金額、契約の履行、入札条件等を確認した結果、その内容が妥当であることを確認した。更に、契約監視委員会(*1)においては、金額の大きい案件等、常陽産業(株)等との契約について抽出調査が行われた結果、原子力機構の契約に係る手続き、予定価格の積算方式等及び個別契約案件の内容が妥当であることが確認された。

●原子力機構は、調査対象法人(36 法人)との契約状況の調査(平成 20 年度契約実績)を実施した結果、全 1,465 件のうち、競争性のない随意契約 577 件の妥当性について、契約審査委員会(*2)等において審査された結果を再確認し、契約方式の適用が妥当であることを確認した。更に、契約監視委員会においても、上記と同様の抽出調査が行われ、その内容が妥当であることが確認された。

(*1) 契約監視委員会:外部有識者及び監事により構成される委員会
契約制度・取り組み方針に関する指導、個々の契約の事後審査及びそれに基づく改善指導

(*2) 契約審査委員会:契約部長を委員長とし、経営企画部、財務部、安全統括部、核不拡散科学技術センターにより構成される委員会
契約手続きに先立ち契約方式の妥当性を審査

(2)調査結果

原子力機構は、国に準じた規程(*3)に則り契約業務を行っている。競争性のない随意契約を締結するに当たっては、原子力機構内部の契約審査委員会において、その理由が原子力機構の定める契約方式の適用基準に照らして適切であることを厳格に審査した上で、適正な契約を行っている。また、原子力機構が締結した契約内容については、随意契約とした理由と共に、少額随意契約基準額(*4)を超える全ての契約について、原子力機構ホームページで公表し、透明性の確保に努めているところである。

●常陽産業(株)等との契約状況調査(平成 20 年度実績)

常陽産業(株)等との契約は、174 件、102 億円であり、そのうち競争性のない随意契約は、94 件、64 億円である。

これまで原子力機構は、再処理施設、プルトニウム燃料製造施設等の多くの大型施設を完成させ、これらの施設を運転し研究開発を進めてきた結果、必要な要員数に職員数が追いつかなかつたため、大手メーカー等に比して低コストで受注可能な業者の育成を図りつつ、施設運転等に必要な要員の確保に努めてきた経緯がある。

常陽産業(株)等は、このような状況下で、原子力機構との契約業務を通

じ、原子力機構の施設の運転管理に必要な技術力を有した要員を育成し、法人としての技術力を高めてきた。また、再処理施設、プルトニウム燃料製造施設等は、従来、国内唯一の原子力研究開発施設であり、大量の核物質を扱う施設であることから、核物質防護や核不拡散の観点、原子力施設の災害防止の観点からも受注可能な業者が限定され、結果として常陽産業(株)等との契約において随意契約率が高くなっている。

●常陽産業(株)等との契約の妥当性調査

原子力機構内部で全 174 件を対象に、以下に示す調査項目について調査を行い、その内容が妥当であることを確認した。

【調査項目】

a.契約審査

- ・競争契約においては、入札参加条件、技術審査、予定価格の積算、入札手続き等
- ・随意契約においては、引合先選定、技術審査、見積書の査定等以上を審査するとともに、全ての契約の決裁書及び関係書類等について一連の契約手続きの合規性を審査

b.契約金額

適用単価及び積算方式の妥当性

c.契約の履行

日報、月報、検査完了報告書等による履行確認

d.入札条件

入札参加条件となる競争参加資格、類似の実績、作業者の保有資格等について、過度な条件設定の有無

更に、平成 21 年 11 月 30 日に新たに設置した契約監視委員会(第 1 回:12 月 11 日、第 2 回:12 月 15 日、第 5 回:1 月 13 日)において、金額の大きい案件等、常陽産業(株)等との契約について抽出調査が行われ、原子力機構の契約に係る手続き、予定価格の積算方式等及び個別契約案件の内容について審議され、その内容が妥当であることが確認された。

●調査対象法人(36 法人)との契約状況調査(平成 20 年度契約実績)

- ・36 法人との契約は、1,465 件、326 億円であり、そのうち競争性のない随意契約は、577 件、170 億円である。(別紙 2 参照)
- ・原子力機構が調査を行った結果、競争性のない随意契約は、機構が定める契約方式の適用基準に則り、契約審査委員会等において審査された結果を再確認し、契約方式の適用が妥当であることを確認した。
- ・更に、契約監視委員会(第 3 回:12 月 24 日、第 4 回:1 月 6 日、第 6 回:1 月 18 日)において、抽出調査が行われ、契約に係る手続き、予定価格の積算方式等及び個別契約案件の内容について審議され、その内容が妥当であることが確認された。

(*3) 国に準じた規程:国の「予算決算及び会計令」に準じて「会計規程」、「契約事務規程」等を制定

(*4)少額随意契約基準額:購入 160 万円、工事・製作 250 万円、役務 100 万円、賃借 80 万円、貸付 30 万円、売り払い 50 万円

(3)今後の対応

原子力機構は、以下のように対応し、事業の効率化、随意契約の削減等に取り組むこととする。

●事業の効率化への取り組み

中期計画に基づく年度計画において、毎年度事業費の 1%削減(新規・拡充事業等を除く)を目標に取り組んでいるところである。平成 20 年度においては、対前年度比 3.7%の削減を行い、事業の効率化を図ってきているところであるが、平成 22 年度においては、更なる事業の効率化の取り組みとして、実際の契約に当たっては、以下の目標に取り組む。

- ①個別案件ごとに厳格に審査し、仕様の合理化
- ②競争性のある契約の更なる拡大による契約金額の削減
- ③役務契約金額の 5%以上の削減

また、平成 22 年度以降、次期中期計画期間中の目標として、現中期計画と同様に事業費の削減に継続して取り組む。

●競争性のない随意契約の削減方策

競争性のない随意契約の削減に向け、原子力分野特有の核物質防護、核不拡散及び原子力災害防止の観点から随意契約とせざるを得ないものを除き、原則一般競争入札、企画競争等競争性のある契約とし、より一層透明性、公平性を高めていく。

●競争性のない随意契約の削減に向けた審査範囲の拡大

(平成 22 年 1 月より実施)

契約審査委員会の審査範囲を拡大し、従来審査対象の 500 万円以上の案件(約 2,600 件)から、少額随意契約基準額を超える全ての案件(約 6,000 件)を対象に厳格に審査することにより、競争性のない随意契約の削減を図る。

●契約方式の適用基準の項目の見直し(平成 22 年 1 月より実施)

契約方式の適用基準を一層厳格に適用するため、以下の項目を見直した。

- a.単価契約(*5)等に係る項目を廃止し、競争性のある契約へ移行
- b.継続性のある業務について、初年度に競争性のある契約を行い、2 年目、3 年目は競争性のない随意契約とする項目(以下、「3 年ルール」という。)を廃止し、競争性のある契約へ移行

●契約監視委員会による審査(平成 21 年 12 月より実施)

契約監視委員会において外部有識者及び監事の視点による契約の妥当性の確認を受ける。

上記の取組みを進めることにより、調査対象法人(36 法人)との競争性のない随意契約は、平成 20 年度契約実績で 577 件であったが、平成 22 年度以降においては 23 件となる予定である。また、その内数として、常陽産業(株)等との競争性のない随意契約は、平成 20 年度契約実績 94 件(内、3 年ルール適用 78 件で、平成 22 年度からは競争性のある契約へ移行)であったが、平成 22 年度以降においては 5 件となる予定である。

更に、今回の調査対象法人以外の競争性のない随意契約についても精査し、機構が行っている競争性のない随意契約の件数の更なる削減に取り組む。

また、平成 22 年 1 月より、以下の観点からの取組みも行う。

● 一般競争入札における一者応札削減への対応

- a. 契約種別に応じて契約後の準備期間を考慮した契約期間を設定し、落札決定から業務開始までに十分な期間を確保できるような入札実施期間の設定
- b. 原子力施設の維持管理に求められる高度な業務品質を確保しつつ、実績要件等、他の応札業者の参加を阻むような過度な入札条件を禁止
- c. 受注実績がなくても契約遂行能力のある複数の業者が応札可能となるよう契約内容をわかりやすく記載した仕様書の提示
- d. 従来、原則 10 日以上としていた公告等期間を 14 日以上に変更
総合評価落札方式及び企画競争は、原則 20 日以上
政府調達協定の対象は原則 50 日以上

契約内容によっては、技術的に対応できる者が限られるという問題もあり難しいものもあるが、上記の取組みを進めることにより、平成 20 年度の一者応札率 64%に対して平成 22 年度の一者応札率 50%以下の達成を目指す。

(*5) 単価契約: 物品等の購入に当たり、その単位当たりの単価を先に決定し、支払い金額はその納入実績によって決定する契約をいう。

IV. 原子力機構の対応

原子力機構の再就職者が原子力機構と取引関係にある法人に顧問として勤務した際に、当該法人における雇用管理に係る諸手続きに不備があったことは遺憾である。

原子力機構は、社会から疑念を持たれることのないよう、今後一層、職員の意識向上及び業務の透明性、公平性の確保に努めていく。

また、原子力機構は、従来より厳正な契約行為に努めてきており、今回の調査結果においても公正かつ適正な契約が行われていることを確認したが、今後は競争性のない随意契約について厳に見直し、原子力分野に特別な配慮が必要とされるものを除き、原則として競争性のある契約とする等の改善を図ることとする。

原子力機構は、今後とも国民の負託に応え、社会に貢献し、安全を最優先に事業を推進していく。

以 上

(別紙1)

原子力機構退職者の再就職状況調査結果

	法人名	再就職者数			
		役員	従業員	役員・従業員以外	合計
1	株式会社 相澤産業	0	0	0	0
2	常陽産業 株式会社	1	4	0	5
3	原子力技術 株式会社	1	3	0	4
4	株式会社 ナスカ	1	2	0	3
5	株式会社 TAS	1	1	0	2
6	株式会社 ニューテックサービス	0	0	0	0
7	ラド・システムズ 株式会社	1	0	0	1
8	検査開発 株式会社	6	1	0	7
9	株式会社 NESI	5	7	0	12
10	エイ・ティ・エス 株式会社	3	4	0	7
11	株式会社 ペスコ	5	12	1	18
12	高速炉技術サービス 株式会社	4	0	0	4
13	財団法人 高度情報科学技術研究機構	6	7	0	13
14	株式会社 トータル・サポート・システム	5	1	1	7
15	原子力エンジニアリング 株式会社	6	12	2	20
16	日本アドバンステクノロジー 株式会社	4	13	1	18
17	ビームオペレーション 株式会社	4	0	0	4
18	株式会社 原子力セキュリティサービス	4	2	2	8
19	財団法人 放射線計測協会	3	2	0	5
20	財団法人 放射線利用振興協会	6	19	0	25
21	財団法人 原子力研究バックエンド推進センター	4	10	0	14
22	財団法人 日本海洋科学振興財団	0	2	0	2
23	社団法人 茨城原子力協議会	0	0	7	7
24	財団法人 原子力弘済会	6	0	0	6
25	財団法人 放射線影響協会	1	0	0	1
26	財団法人 日本分析センター	2	2	0	4
27	財団法人 日本原子力文化振興財団	0	2	0	2
28	財団法人 日本システム開発研究所	1	0	0	1
29	財団法人 高輝度光科学研究センター	2	7	0	9
30	財団法人 原子力安全研究協会	1	10	0	11
31	財団法人 原子力安全技術センター	3	3	12	18
32	財団法人 核物質管理センター	4	14	0	18
33	財団法人 つくば科学万博記念財団	1	1	0	2
34	東興機械工業 株式会社	0	1	0	1
35	株式会社 アトックス	1	6	0	7
36	三菱マテリアル 株式会社	0	1	0	1
合 計)		92	149	26	267

(別紙2)

調査対象法人(36法人)の契約状況一覧

(単位:百万円)

随意契約先民間企業等名		全体		競争性のない随意契約	
1	株式会社相澤産業	件数	0	0	0
		金額	0	0	0
2	常陽産業株式会社	件数	58	36	36
		金額	3,989	1,697	1,697
3	原子力技術株式会社	件数	50	30	30
		金額	3,360	2,424	2,424
4	株式会社ナスカ	件数	5	5	5
		金額	1,517	1,517	1,517
5	株式会社TAS	件数	60	23	23
		金額	1,373	787	787
6	株式会社ニューテックサービス	件数	0	0	0
		金額	0	0	0
7	ラド・システムズ株式会社	件数	1	0	0
		金額	5	0	0
8	検査開発株式会社	件数	76	37	37
		金額	3,204	2,382	2,382
9	株式会社NESI	件数	148	36	36
		金額	3,477	757	757
10	エイ・ティ・エス株式会社	件数	56	33	33
		金額	562	381	381
11	株式会社ペスコ	件数	55	25	25
		金額	957	429	429
12	高速炉技術サービス株式会社	件数	97	27	27
		金額	2,140	989	989
13	財団法人高度情報科学技術研究機構	件数	51	2	2
		金額	559	16	16
14	株式会社トータル・サポート・システム	件数	281	128	128
		金額	1,340	530	530
15	原子力エンジニアリング株式会社	件数	88	43	43
		金額	2,536	1,119	1,119
16	日本アドバンステクノロジー株式会社	件数	87	30	30
		金額	1,265	503	503
17	ビームオペレーション株式会社	件数	26	20	20
		金額	453	441	441
18	株式会社原子力セキュリティサービス	件数	43	22	22
		金額	1,521	800	800
19	財団法人放射線計測協会	件数	12	7	7
		金額	175	156	156
20	財団法人放射線利用振興協会	件数	31	21	21
		金額	528	463	463
21	財団法人原子力研究バックエンド推進センター	件数	14	1	1
		金額	172	5	5
22	財団法人日本海洋科学振興財団	件数	2	2	2
		金額	72	72	72
23	社団法人茨城原子力協議会	件数	0	0	0
		金額	0	0	0
24	財団法人原子力弘済会	件数	0	0	0
		金額	0	0	0
25	財団法人放射線影響協会	件数	2	2	2
		金額	32	32	32
26	財団法人日本分析センター	件数	3	1	1
		金額	8	4	4
27	財団法人日本原子力文化振興財団	件数	2	0	0
		金額	37	0	0
28	財団法人日本システム開発研究所	件数	4	0	0
		金額	8	0	0
29	財団法人高輝度光科学研究センター	件数	3	3	3
		金額	43	43	43
30	財団法人原子力安全研究協会	件数	3	0	0
		金額	35	0	0
31	財団法人原子力安全技術センター	件数	2	0	0
		金額	13	0	0
32	財団法人核物質管理センター	件数	2	0	0
		金額	8	0	0
33	財団法人つくば科学万博記念財団	件数	1	1	1
		金額	6	6	6
34	東興機械工業株式会社	件数	87	5	5
		金額	620	99	99
35	株式会社アトックス	件数	85	36	36
		金額	1,974	1,336	1,336
36	三菱マテリアル株式会社	件数	30	1	1
		金額	658	36	36
計		件数	1,465	577	577
		金額	32,647	17,024	17,024